「海外における日本産食材サポーター店の認定に関するガイドライン」に係る 認定団体募集要領

「海外における日本産食材サポーター店の認定に関するガイドライン」に基づき、日本産食材を積極的 に使用する海外の飲食店や小売店を、日本産食材サポーター店として認定する認定団体を募集します。 応募にあたっては、以下の要件等に御留意の上申請願います。

■ 海外における日本産食材サポーター店の認定に関するガイドライン(日本語) 海外における日本産食材サポーター店認定制度 | 農林水産物・食品の輸出支援ポータル - ジェトロ (jetro.go.jp)

1 認定団体の要件

- (1) ガイドラインに基づく日本産食材サポーター店の認定等の活動を行う意思と能力を有する団体であること。
- (2) 日本産食材サポーター店の認定等に必要な事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であること。
- (3) 団体の役員等が反社会的勢力でないこと。

2 認定団体の責務等

(1) サポーター店の募集・認定

認定団体は、サポーター店を募集し、申請のあった海外の飲食店又は小売店がガイドラインの認定要件を満たしているかを確認。

なお、認定要件となる日本産食材及び日本産酒類は、当該国の法令等に従って流通・販売しているものに限る。

- (2) サポーター店の認定期間 サポーター店の認定期間は、当該認定の日から起算して2年間とすること。認定期間満 了時点において、認定要件を満たしていると確認できる場合に限り、認定の更新が可能。
- (3) 日本産食材サポーター店の認定書の交付 認定団体は、ガイドラインで定めるサポーター店のロゴマークを付した認定 書を交付すること。
- (4) サポーター店への定期的なサポートの実施 認定団体は、サポーター店に対し、食材に関する情報の発信等のサポートを行うこと。
- (5) サポーター店の認定の取消し 認定団体は、当該サポーター店が認定要件を満たした継続的な活動が困難となった場合には、 認定を取り消すこと。
- (6) 報告

認定団体は、認定したサポーター店のリストを作成し、四半期毎(4月、7月、10月、1月)に、運用・管理団体へ報告すること。提出の依頼と報告用フォームはその都度ジェトロより送付。

3 申請

- (1) 申請書及び添付書類
 - ① 申請書(団体の概要を含む)
 - ② 認定の計画
 - ③ サポーター店の認定を受けた者に対する定期的なサポート体制(食材に関する情報の発信等)に関する資料
 - ④ 会社案内
- (2) 申請書の提出先・提出方法等

下記のアドレスに電子媒体で送付すること。

ジェトロ農林水産食品部 商流構築課 日本産食材サポーター店認定制度担当

Email: afa-supporter@jetro.go.jp

4 その他留意事項

- (1) 認定団体は、ガイドラインに基づくサポーター店の認定に当たり知り得た内部情報や個人情報を、サポーター店の認定以外の目的で使用しないこと。
- (2) 認定団体が行う認定に係る業務がガイドラインに適合しない又は申請の内容と異なると判断した場合には、認定を取り消します。
- (3) ジェトロのホームページ等において、認定団体である旨を公表する場合があります。
- (4) 認定団体による認定実績等報告内容は、ジェトロや運用・管理団体のホームページ等で公表される場合があります。
- (5) その他必要事項は、運用・管理団体が別に定めます。
- 5 本件に関するお問い合わせ先

日本貿易振興機構 (ジェトロ)

農林水産食品部 商流構築課 日本産食材サポーター店認定制度担当

東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6 階

Email: afa-supporter@jetro.go.jp